9　締約国は、英国が8の規定に従って書面による通告を行う場合には、相互に満足すべき解決を得るために速やかに協議を行う。8に規定する撤回は、当該協議にかかわらず、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、英国が8の規定に従って書面により寄託者に対して通告を行った後二十四箇月で効力を生ずる。英国が国際関係について責任を有する領域への適用を撤回する場合には、ＣＰＴＰＰは、英国（英国が国際関係について責任を有するその他の領域であって、2からこの9までの規定に従いＣＰＴＰＰが適用されるものを含む。）及び残余の締約国について引き続き効力を有する。

10　ＣＰＴＰＰにおいて「締約国」というときは、英国については、2から9までの規定に従いＣＰＴＰＰが英国が国際関係について責任を有する領域に適用される限りにおいてのみ、当該領域を含むものとする。

第三条　第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）に関連する規定

1　2の規定に別段の定めがある場合を除くほか、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄ（関税に係る約束）の締約国の表に定める全ての関税に係る約束は、英国の原産品に対して与える。

2　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書Ａ（英国に対する締約国別の関税に係る約束）において、英国の原産品に対して与える関税に係る約束を定めることができる。

3　この議定書の附属書二―Ｄ（英国の関税率表）（ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄ（関税に係る約束）の英国の表の規定を定めるもの）に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　この議定書が二千二十三年十二月三十一日以前に効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i)　英国の表において実施区分の欄に「EIF」以外を掲げる品目について定める関税率については、この議定書が英国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる。

(ii)　関税削減の二回目の段階については、(i)の削減の翌年の一月一日に実施され、英国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。

(b)　この議定書が二千二十三年十二月三十一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、次のとおりとする。

(i)　英国は、この議定書が英国を除く一の締約国について効力を生ずる日に、この議定書が二千二十三年十二月三十一日に当該一の締約国及び英国について効力を生じたとしたならば英国が当該一の締約国について効力を生ずる日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。このことは、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に輸入された原産品に対して関税上の特恵待遇を遡及して与えることを定めるものではなく、また、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前の関税割当ての対象年についてＣＰＴＰＰに定める関税割当ての利用を定めるものでもない。さらに、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に終了した関税割当ての対象年の割当数量は、輸入のために利用することはできず、また、当該割当数量は、繰り越さない。

(ii)　(i)の規定に従って実施された関税削減の翌年の関税削減については、この議定書が(i)に規定する一の締約国について効力を生ずる日の後の年の一月一日に実施され、英国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の一月一日に実施される。

4　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄ第Ａ節（関税の撤廃及び削減）6(a)の規定にかかわらず、この議定書の附属書二―Ｄ（英国の関税率表）（ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書二―Ｄの英国の表の規定を定めるもの）の規定の適用上、「一年目」とは、二千二十三年をいい、「二年目」とは、二千二十四年をいい、「三年目」とは、二千二十五年をいい、「四年目」とは、二千二十六年をいい、その後も同様とする。

5　附属書Ａに別段の定めがある場合を除くほか、英国を除く一の締約国は、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日に、この議定書が二千十八年十二月三十日に当該一の締約国及び英国について効力を生じたとしたならば当該一の締約国について効力を生ずる日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。このことは、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に輸入された原産品に対して関税上の特恵待遇を遡及して与えることを定めるものではなく、また、この議定書が当該一の締約国についてＣＰＴＰＰに定める関税割当ての対象年についてＣＰＴＰＰに定める関税割当ての利用を定めるものでもない。さらに、この議定書が当該一の締約国について効力を生ずる日の前に終了した関税割当ての対象年の割当数量は、輸入のために利用することはできず、また、当該割当数量は、繰り越さない。

第四条　第六章（貿易上の救済）に関連する規定

1　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第六章（貿易上の救済）の規定の適用上、英国を一方としガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区又はマン島を他方とする双方の間の憲法上の関係の帰結により、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第六・一条（定義）、第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）及び第六・五条（調査手続及び透明性の要件）の規定は、英国に対し、英国の法令に反する態様でガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島に関する調査を行うことを要求するものと解してはならない。

2　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第六・一条（定義）、第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）及び第六・四条（経過的セーフガード措置の基準）の規定の適用上、「経過期間」とは、英国がとる経過的セーフガード措置又は他の締約国が英国から輸入される原産品に対してとる経過的セーフガード措置については、特定の産品に関し、この議定書の効力発生の日から三年間をいう。ただし、当該産品の関税の撤廃がより長い期間にわたって行われる場合には、経過期間は、当該産品についての関税の段階的な撤廃の期間をいう。

3　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第六・三条（経過的セーフガード措置の実施）1(b)の規定の適用上、「当該各締約国についてのこの協定の効力発生日」とは、英国がとる経過的セーフガード措置については、自国の原産品に対して経過的セーフガード措置がとられる各締約国についてこの議定書が効力を生ずる日をいう。

第五条　第八章（貿易の技術的障害）に関連する規定

中央政府

1　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第八章（貿易の技術的障害）の規定の適用上、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続は、中央政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続とみなす。第一文の規定は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府がイングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合を含む。